

名寄市消費生活センター情報 12 号 令和7年12月1日

コンセントに挿すだけで使える据置型 Wi-Fi ルーターが“実質無料”？

事例

- ①「実質無料」と言われ契約したが、通信料金がかかると聞いていなかったので解約したところ、ルーター本体の代金を請求された。
- ②通信速度が速くなると言われ契約したが、通信が不安定でつながりにくい。



アドバイス

- コンセントに挿すだけでインターネットが利用できる据置型 Wi-Fi ルーターについて「安くなると言われて契約してしまった」「解約すると高額な本体の代金を請求された」などのトラブルが発生しています。
- 家族も含め、自宅のインターネット環境の有無やネットの使い方などを確認し、どのくらいデータ量を使っているのか認識しておきましょう。
- 契約前に、月額の請求合計金額がいくらになるのかだけでなく、契約それぞれの通信料金やルーター本体代金、解約時に発生する料金についても確認しましょう。
- 契約後にキャンセル・解約したいと思った場合は、すぐに契約先事業者に申し出ましょう。
- 困ったときや不安なときは、消費生活センターにご相談ください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター ☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2階

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

